

よくあるご質問 (FAQ・自家用)

3月27日時点

項目	問	回答
1	対象年齢について制限はありますか？	2020年度中に満65歳以上となる方が対象になります。 ただし、2020年度中に満65歳となる方については、2020年3月31日までに登録(届出)または設置された場合は対象になりませんのでご注意ください。 ※「2020年度中」とは、2020年4月1日～2021年3月31日を指します。なお、2021年4月1日に65歳の誕生日を迎える方も対象となります。
2	2020年度中に満65歳となるのですが、購入、または登録の時点では64歳でした。この場合は対象になりますか？	2020年4月1日以降に登録(届出)または設置された場合は、登録(届出)または設置時点で満65歳となっていなくても対象となります。(2020年3月31日までに登録(届出)または設置された場合は対象になりませんのでご注意ください)
3	総予算額はいくらですか？	約1127億円です。
3-1	当補助金はいつまで実施予定でしょうか？	車両、後付け装置ともに、2021年2月頃までに申請いただいたものが対象となることを想定しています。詳細については、今後センターホームページにて改めてお知らせする予定です。
4	CEV補助金(クリーンエネルギー自動車補助金と言う方もいるかもしれませんが)と同時に補助を受け取ることはできますか？	併用は可能です。
5	車両購入補助について、対象となる車種は何ですか？	対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車として、審査の結果、認定された車両が対象車種となります。 具体的な対象車種は、経済産業省・国土交通省のホームページで公表されています。 <u>(経産省)</u> <u>(国交省)</u> グレードなど詳細については、お近くの販売店にお問い合わせ下さい。 なお、メーカー希望小売価格1,000万(税抜)を超える車種は対象外となります。
6	いつから購入したものが対象ですか？	新車については、2019年12月23日以降に登録された車両が対象となります。 ただし、2019年12月23日以降に、対象車種として追加

項目	問	回答
		<p>された車種については、追加された日から対象となります。</p> <p>中古車については、2020年3月9日以降の中古新規登録（登録車）又は中古新規検査届出（軽自動車）もしくは移転登録された自動車が対象となります。</p> <p>後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置については、認定された店舗等において、その店舗等が認定された日以降に設置された装置が対象となります。</p> <p>なお、2020年度中に満65歳となる方については、2020年3月31日までに登録（届出）または設置された場合は対象になりませんのでご注意ください。</p>
7	<p>予算が無くなったら、制度が終了となると聞いたが。</p>	<p>申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前であっても募集を終了いたします。</p>
8	<p>自分は65歳未満ですが、65歳以上の親に車を贈ろうと思います。所有者名義を自分にして使用者を親にしたいのですが、この場合補助対象になりますか？</p>	<p>補助対象になります。（申請者、車検証上の使用者が65歳以上であれば対象になります。）</p>
9	<p>リースや残価設定型クレジットについて、契約者が65歳以上であれば対象になりますか？</p>	<p>自家用自動車・事業用自動車ともに対象となります。</p>
10	<p>何台まで対象になりますか？</p>	<p>自家用自動車については、1人につき補助台数は1台となります。</p>
11	<p>既に車両購入時にサポカー補助金を交付されていますが、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の購入も検討しています。購入費用は補助金交付の対象となりますか？</p>	<p>対象になります。補助対象車両が中古車で、後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置（障害物検知機能付）を購入した場合、後者の補助上限額は2万円となります。</p> <p>（理由）対歩行者衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違い急発進抑制装置の両方を備えた中古車を購入した場合の補助額が4万円であるため。</p>
12	<p>新車を購入し、補助を受けてすぐ売却することなどは認められますか？</p>	<p>認められません。</p> <p>購入した新車については1年間使用することが義務づけられます。一定の場合等を除き、補助金を受けたにもかかわらず1年未満で車を手放した（使用者を変更した）場合は、補助金の返納が求められます。</p>
13	<p>サポカーを購入した場合、補助金の申請者は誰になりますか？</p>	<p>自動車検査証上の使用者が申請者となります。</p>

項目	問	回答
14	後付け装置を購入した場合、補助金の申請者は誰になりますか？	後付け装置導入補助の場合、装置の販売・取付を行った販売店等が申請者となります。装置を購入・取付した方は、補助金額が差し引かれた額で購入できるので、改めて申請していただく必要はありません。
15	サポカーを購入した場合、補助金は誰に振り込まれますか？	車両導入補助の場合は、補助金は申請者である使用者に直接振り込まれます。 後付け装置導入補助の場合、装置の販売・取付を行った販売店等に振り込まれます。
16	申請はどのタイミングでできますか？新車注文時に可能ですか？	新車登録または新車新規検査届出が完了し、必要書類がそろってから申請が可能となります。
17	65歳以上の夫名義でサポカーを購入しましたが、夫は現在有効な免許証を所持していません。実際に運転をするのは50歳代の妻ですが、この場合はサポカー補助金の対象となりますか？	対象になりません。(申請に当たっては、少なくとも運転免許証が必須となりますので、65歳以上の夫が免許証を持っていない左記のケースではそもそも申請できないこととなります。)
17-1	65歳以上の夫名義でサポカーを購入しましたが、夫は現在有効な免許証を所持していません。実際に運転するのは65歳以上の妻ですが、この場合はサポカー補助金の対象となりますか？	車検証の使用者名義を、実際に運転する方に変更し、その変更後名義の方が申請なさる場合は対象となります。 なお、この場合、申請者及び変更前名義人が、2020年度中に満65歳以上となる者で、かつ同一生計であることが確認出来る書類(住民票など)と、名義変更前後の車検証の写し、また 自動車検査証上の使用者名義変更理由書 も併せて申請書類一式に添付いただく必要があります。 なお、申請者または変更前名義人のうち、いずれか一方でも2020年度中に満65歳となる者である場合、2020年3月31日までに登録(届出)された自動車は対象になりませんのでご注意ください。
18	国の実施するサポカー補助金と、地方自治体の実施する類似の補助金を併用することはできますか？	後付け装置の購入補助については、補助対象となる経費が同一である他の補助金と併用することはできません。 車両の購入補助については、国の補助金においては地方自治体の実施する補助金との併用を可能としていますが、自治体によっては、自治体側の方で他の補助金との併用を不可としているケースがありますので、最寄りの自治体にご確認下さい。
19	車両を購入したことが分かる書類	注文書、リース契約書が認められます(いずれかの書類)

項目	問	回答
	はどのようなものが認められますか？	で結構です)。
20	中古車の申請で領収書を添付したいが、問題ないですか？	中古車の領収書は支払手続きが確認できない場合があるため、注文書(売買契約書)を添付してください。
21	交付申請書(様式 S1-1,S1-2,S1-3,S1-4,S1-7,S1-8)の『所有者はリース会社ですか?』欄はどのような場合に「はい」となりますか？	契約が売買契約ではなくリース契約となっている場合に「はい」を選択して下さい。 なお、自動車リース業を営む法人からであっても、購入した(リース契約を結んでいない)場合は「いいえ」として下さい。
22	交付申請書(様式 S1-1,S1-2,S1-3,S1-4,S1-7,S1-8)の『取扱担当者』欄には何を記載すればよいですか？	申請書類の内容についてセンターより確認のご連絡をする場合がありますので、①安全サポート車の導入補助の場合は販売店担当者の連絡先を、②後付け装置の設置の場合は取付け店舗等の担当者の連絡先をご記入願います。すべて申請者ご自身で申請書類に記載された場合など、販売店や取付け店舗等の担当者のお名前が分からない場合は、空欄でも構いません。
23	補助金振込先金融機関の通帳の写しは、どのページを指しますか？	申請書の補助金振込先情報の誤記載をチェックするためのもので、振込先情報が照合できる、金融機関・支店名称、預金種目、口座番号、預金者名義(カナ含)等がわかるページの写しを添付してください。
24	WEB 通帳しか持っていないのですが、「通帳の写し」はどうすればよいですか。	申請書の振込先情報が確認できるものであれば、通帳の写しでなくても結構です(WEB 通帳のマイページの印刷物、キャッシュカードの写しなど)
25	センターが別に定める書類とは何ですか？	申請時においては特段用意して頂く書類はありませんが、申請後にセンターから申請者等に対して確認事項が発生した際に追加で書面を求めることがあります。
26	申請書等を<信書便の場合>の宛先に送付するのはどのような場合ですか？	日本郵便以外の事業者による信書便サービスをご利用の場合は、信書便の宛先にご送付ください。 なお、簡易書留やレターパック等、日本郵便によるサービスをご利用の場合は、郵便の宛先となります。
27	免許証の有効期限が平成表記です。申請書には、令和に読み替えて記載する必要がありますか。	免許証の表記(平成)のまま、申請書に記載いただいてもかまいません。
28	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 S1-11)を記入しました。こちらも申請時にセンターに送付する必要がありますか。	補助金を受けた車両の管理のため、申請者ご自身に保管いただく書類となります。センターに送付いただく必要はありません。
29	身体障がい者等に対する自動車税	自治体等が発行する減免承認通知書などにより、実際に

項目	問	回答
	<p>等の減免の適用の関係で、有効な運転免許証をもっていない者を車検証上の使用者名義として登録（届出）しています。実際に運転を行うのは満 65 歳以上の者なのですが、サポカー補助金の対象になりますか。</p>	<p>運転を行う者が、2020 年度中に満 65 歳以上となる者で、かつ、減免対象者と生計と一にする者であることが確認出来る場合には、サポカー補助金の対象となります。</p> <p>なお、この場合、補助金申請書の「申請者」（後付け装置の場合は「使用者」）は、車検証上の使用者ではなく、実際に運転を行う者としていただくとともに、減免承認通知書などの確認書類も添付願います。</p> <p>なお、実際に運転を行う者が 2020 年度中に満 65 歳となる者である場合については、2020 年 3 月 31 日までに登録（届出）または設置されたものは対象になりませんのでご注意ください。</p>
30	<p>サポカー補助金を申請しましたが、身体障がい者等に対する自動車税等の減免の適用の関係で、車検証上の使用者名義を変更したいのですが。</p>	<p>そのような場合の取扱いについては、個別に当センターへご相談ください。</p>